

第 4 回
食料・農業・農村政策審議会
生産分科会果樹部会

平成17年2月8日

農 林 水 産 省

午前 9時59分 開会

西嶋課長補佐 それでは、定刻より少し早うございますけれども、川田委員が多少遅れられるというご連絡をいただきておりますので、ただいまから平成16年度第4回食料・農業・農村政策審議会の生産分科会果樹部会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、また足元の悪い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。議事に入りますまで、果樹花き課の西嶋が司会進行をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、まず資料のご確認でございますけれども、資料の一番頭に配付資料一覧がございます、それをご覧いただければと思います。資料の1から8、それから参考資料が1から7までございます。簡単に資料のご説明をいたしますと、議事次第、委員名簿が資料1、2でございまして、資料3が前回12月にご議論いただきました第3回果樹部会の議事概要でございます。それから、資料4でございますけれども、新たな果樹農業振興基本方針に盛り込むべき事項を構成内容という形で資料を用意させていただい

ております。それから、資料5でございますが、本日の審議の主題でございます果樹農業振興基本方針の骨子でございます。それから、資料6につきましては、その骨子の解説版となっておりまして果樹農業振興基本方針の考え方でございます。それから、この骨子を踏まえて必要な修正を行っておりますが、資料7、果樹農業の課題と今後の方向でございます。それから、資料8は果樹部会としての今後のスケジュールを整理させていただいております。

それから、参考の1から4までは需給小委員会、それから产地・経営小委員会でこれまで議論いただきました果実の需給見通しでありますとか、経営指標でありますとか、そういう資料を用意させていただいております。

資料の抜けがございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、委員のご紹介でございますが、本日の委員、臨時委員のご出席でございますが、所用により小田切委員、それから納口委員、畠江委員の3名の委員の方がご欠席でございます。それから、また本日、前回の部会と同様、志村小委員長にご出席をいただいております。それから、徳田小委員長は所用によりご欠席ということでございます。

なお、遅くなりましたが、辞任されました大段委員の後任といたしまして川田委員が臨時委員として先日任命され、今回の部会よりご出席いただいております。日本園芸農業協同組合連合会理事で広島県果樹農業協同組合連合会会长の川田委員でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議事次第に基づきまして、豊田部会長からごあいさつをいただきまして、そのまま部会長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願ひをいたします。

豊田部会長 本日はご多忙の折、ご参集いただきましてまことにありがとうございます。1年間議論してまいりました果樹農業振興基本方針もいよいよ大詰めの骨子検討の段階を迎えております。これまでの委員の皆様方のご熱心なご討議、ご尽力に感謝申し上げますとともに、本日も忌憚のないご審議をお願い申し上げます。

なお、のど風邪をちょっとひきまして、お聞き苦しいかと思いますが、どうかご容赦ください。では、よろしくお願ひいたします。

本日は農林水産省から染大臣官房審議官がご出席されておられますので、ごあいさつをお願いいたします。

染大臣官房審議官 それでは、一言だけごあいさつを申し上げたいと思います。本日は委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、この部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、志村小委員長におかれましては小委員会の審議の取りまとめの労をお取りいただいたことに対しまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

さて、農林水産省におきましては、現在、食料・農業・農村基本計画の見直しで新しいものをつくるということで作業を進めて

いるところでございますが、予定ではこの3月には策定を終えまして閣議決定に持ち込みたいというふうなスケジュールで進んでおります。そういうことでございますので、この2月10日の企画部会におきましては新しい基本計画の骨子案につきましてご審議をいただくというふうな予定になっています。

農林水産省といたしましては、やはりその中には意欲ある担い手の経営を支援するような経営安定対策あるいは農地の有効利用、あるいは耕作放棄等を防止するための農地制度の改革、この辺を大いに盛り込みたいというふうに考えております。農地制度の改革等につきましては、既に今年の国会、この冬の国会に提案を予定しながらご検討もいただいているという状況でございます。

この果樹部会の方でございますが、企画部会の方とおおむね同様なスケジュールで進行させていただきたいというふうなことでございまして、この3月中にはきちんと取りまとめをお願いしたいというふうに考えております。そういう意味で本日は、いわゆる新しい基本方針に盛り込むべき内容につきましてご議論いただきたいというふうなことでございます。どうか委員の皆様方におかれましては、果樹の農業者が希望を持って将来、果樹農業に取り組むことのできますような、そのような果樹農業振興基本方針を作っていただくような方向では是非ともご議論いただきたいというふうに考えております。

簡単でございますが、以上、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

豊田部会長 それでは、本日の議題でございますが、本日の主要課題であります果樹農業振興基本方針骨子（案）につきまして、まず果樹部会としての取りまとめの考え方につきまして、私からお話しいたします。

果樹農業振興基本方針の検討手順、プロセスとして方針の内容を固める上で、前回の第3回部会ではこれまでの議論の整理についてご議論いただきました。前回の果樹部会の冒頭でも説明させていただきましたが、果樹農業振興基本方針の策定に向けて前回の議論の整理について、果樹農業振興基本方針の事項ごとに再整理する必要がございます。具体的には、果樹農業振興基本方針に盛り込むべき内容を明示した果樹農業振興基本方針骨子（案）につきまして本日ご議論いただき、その後に現状と課題を肉づけした形で果樹農業振興基本方針の成案として取りまとめたいと考えております。

なお、後ほど事務局からも説明があると思いますが、第2項の果実の需要の長期見通しに即した栽培面積やその他果実の生産の目標、第4項の近代的な果樹園経営の基本的指標につきましては、現在、企画部会で議論されております食料自給率や経営展望と連動することになりますので、これにつきましては2月18日、22日に予定しております需給小委員会及び産地・経営小委員会でご議論いただいたものを本部会に報告していただき、ご議論いただければと考えております。

なお、本部会として第2項の果実の需要の長期見通しに即した

栽培面積やその他果実の生産の目標、いわゆる果実の生産消費の動向、第4項の近代的な果樹園経営の基本的指標、いわゆる経営指標については、次回の部会で円滑にご議論いただくために果樹農業振興基本方針骨子の議論後に、これまでの小委員会の資料につきましてそれぞれこの2点について事務局より説明させることにしたいと考えております。

なお、ここまでで特にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

特ないようでございますので、本日の部会も委員の皆様方からの積極的なご発言により実りあるものになりますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、蛇足でございますが、ご発言につきましては資料への单なるご批判ということよりも、現実的な代替案と申しますか、果樹部会の委員として果樹農業の将来を見据えた前向きかつ積極的なご提案やご発言を期待しております。よろしくお願いいいたします。

そういうことで、まず事務局より資料4について説明をお願いいたします。

西嶋課長補佐 それでは、資料4についてご説明いたします。

新たな基本方針の構成内容（案）ということで、A4の1枚紙でございます。資料の左側、第1から第6まで、これは果振法で定められました事項でございます。それに基づいてどういった内容を盛り込むかというのを右側に書いております。真ん中が現行の基本方針の内容、それから一番右に今回基本方針として盛り込んでいただけ構成内容（案）というものをお示しをいたしております。

第1の一番上でございますが、果樹農業の振興に関する基本的な事項、こちらにつきましてはいろいろご議論いただきました果樹産地構造改革計画に即した取り組みの推進等につきまして、国際化の進展に対応した産地構造の改革といった項目を入れております。それから、経営支援対策につきましていろいろご議論いただきましたところにつきまして、担い手の経営改善というところで項目で入れております。それから、くだもの200g運動等、消費拡大の取り組みにつきまして国産果実の需要維持・拡大。それから、攻めの農政として国産果実の輸出振興ということで、4本の柱を基本的な事項という形に入れさせていただいております。

それから、第2の果実の需要の長期見通しに即した栽培面積やその他果実の生産の目標につきましては、先ほど部会長からもお話をございましたが、企画部会の議論も踏まえまして、2月18日の小委員会で議論いただきますけれども、望ましい消費の姿でありますとか、努力目標でありますとか、そういう基本計画に連動いたしまして生産量の目標でありますとか、栽培面積の目標というのを前回と同様提示をするということでございます。

それから、第3、栽培に適する自然的条件に関する基準につきましては、前回の12月の果樹部会の方でご了承をいただきましたものを平均気温でありますとか、冬期の最低極温でありますとか、そういう気象条件的なところを盛り込むということでござ

います。

それから、第4の近代的な果樹経営の基本的指標につきまして、これは2月22日、次回の産地・経営小委員会でご議論いただきますが、こちらも食料・農業・農村基本計画の経営展望でありますとか構造展望でありますとか、そういう考え方を踏まえて小委員会の議論を踏まえてこちらの方に見直したもの提示をするといったことでございます。

それから、第5につきましては、果実の流通、それから加工の合理化の方向を項目として入れております。

第6につきましては、その他必要な事項ということで、食の安全・安心の確保でありますとか、持続的農業の生産の推進とか環境保全の推進といったものを入れております。それと、多面的機能の発揮、それと技術的なところで低コスト・高品質生産技術の推進といったものをその他の項目の方に構成内容として入れさせていただいております。

以上でございます。

豊田部会長 ここまで説明で特にご意見、ご質問がございましたらお願ひいたします。

特にご質問等なければ、引き続き事務局より資料5から7につきまして説明をお願いいたします。

果樹花き課長 果樹花き課の竹原でございます。

先生方には大変お世話になっております。ありがとうございます。座りまして説明させていただきます。

資料5から7でございます。資料5が本来の骨子でございます。資料6はこれを膨らませた形で考え方を整理したものでございます。資料7は先ほど説明ありましたとおり絵であらわしたものでございます。資料7につきましては、説明を省略させていただきます。基本的には資料5をベースに、時折、資料6もごらんいただきながらご説明をさせていただければというふうに思っております。

まず、骨子をつくります前提といたしまして、大きく3つの観点から策定をいたします。1つは大前提でございますけれども、12月の議論の整理を踏まえましたものをベースにしております。これを先ほど、今、説明ございましたとおり、法律で定められました項目1から6に振り分ける形で整理をいたしたというのが第1点でございます。

それから、第2点でございますけれども、12月の果樹部会でのご議論、ご意見、それから事前に各委員からちょうどいいとしたご意見を踏まえた形で、それを盛り込む形で整理をしております。

第3点は、食料・農業・農村基本計画との整合というのが大事ということでございます。そういうような観点で一部整理をしております。特に表現、あるいはワーディングみたいなものにつきましてはそれぞれ専門の部署で正しい表現にするようにというような話もございましたので、その辺の整理もいたしてあるということでございます。

早速中身につきましてご説明をいたします。

第1が果樹農業の振興に関する基本的な事項ということで、一番重い部分でございます。1番目は、国際化の進展に対応した産地構造の改革ということでございます。内容のところでございますけれども、果樹農業については、これまで、産地において、担い手の明確化や生産から出荷・販売まで一貫した方針を持った取組が必ずしも行われていなかつたことに加え、後継者不足や高齢化の進展、基盤整備や担い手の規模拡大の遅れにより、生産基盤の脆弱化が見られる状況となっている。今後、国際化の進展や食料消費の多様化に対応し、果樹農業の継続・発展を図るために、消費者ニーズの動向に即した果実の生産を推進するとともに、果樹農業が産地ごとに特色を持った取組が行われていることを踏まえ、目指すべき産地の姿を明確にした上で、戦略的な生産・販売により競争力のある産地を構築する必要がある。

これは今までのご議論のいわば整理という、考え方の整理ということになろうかと思います。それを受けまして4点ほど示してございます。第1点は、一番ご議論をいただきました果樹産地構造改革計画の策定ということでございます。1.産地自らが、多様な選択肢の中から目指すべき産地の姿とそれを実現するための戦略を内容とする「果樹産地構造改革計画」（以下「産地計画」という）を策定する必要がある。

2.としまして、産地計画には、目指すべき産地の姿、これを実現するための取組として、担い手の明確化、園地集積や基盤整備の取組方法、販売戦略などを定める。

3.としまして、産地は産地計画の策定を生産者、農協、市町村等関係機関が連携した協議体制のもとで推進する。

ちょっと非常にあっさりとした書きぶりになっておるかと思いますけれども、これでは必ずしも十分ご理解いただけないかもしれません。それと、またこれを非常に丁寧に書き出しますと非常に膨大なものになってしまふというようなこともございますものですから、そこで一番最後のページをおめくりいただきたいと思いますけれども、果樹産地構造改革計画の考え方及び内容ということで補足をいたしまして、より丁寧にお示しをさせていただいております。

左の方は計画の考え方ということで、対象となる果樹、産地。それから、計画策定主体、特に2番目の丸で計画策定はボトムアップであるということを前回の部会でも議論がありました。さらに明示をさせていただいております。

それから、果樹産地計画の内容ということで右の方を後でご説明いたしますけれども、イメージ図を示しております。

それから、4としまして、産地への支援・計画の評価ということで、国が産地計画に基づく支援をするということですとか、評価をするということを書いてあります。

最後に、印で委員からご意見ございました、中山間地域直接支払制度を参考にする必要があるということも書いてございます。

右の方の個別の果樹産地構造改革計画イメージということでございます。現状、目標とすべき姿、それからそれを目標達成のための手段というふうに書き分けてございます。ポイントは目標と

いうことになろうかと思ひますので、担い手の明確化、販売戦略、園地の明確化、園地集積、基盤整備、優良品目・品種への転換、技術の向上、労働力の確保というような要素を盛り込んではどうかということでまとめさせていただいております。

申しわけございません、前に戻っていただきたいと思います。

1ページ目の（2）担い手の育成・確保でございます。産地ごとに多様な経営体がそれぞれの役割を担いつつ、特色のある取組を行っているという果樹農業の実態を踏まえ、認定農業者制度を基本に、産地計画において、担い手とその育成手法を明確にする。また、担い手以外の役割も明確にする。

2. いたしまして、担い手については、60代までの主業農家を中心とするとともに、「新規参入者」等、今後とも継続して果樹農業を担う多様な経営体について、担い手に位置づけるよう配慮する。ここは前回ご議論がございました、前回、新規就農者という表現だったわけなんですけれども、新規参入者というような明確な表現に変更をしております。それから、「等」ということで、それ以外のことを書いてございませんけれども、資料6の1ページには、それ以外の者として、例えばという例示で法人化を目指すような生産組織なども加えておるということでございます。

それから、注書き、印はより正確な表現ということで60代までの主業農家の考え方を示したということでございます。

次に、（3）でございます。産地計画に基づく生産基盤の構造改革です。1. いたしまして、産地計画に基づき、園地の基盤整備、担い手への集積・労働力の確保の取組を効率的に組み合わせた一体的な取組を推進する。優良品種への転換や省力・低コスト技術の導入と併せた基盤整備を推進するとともに、立地・土壤条件等の園地情報を的確に把握、整備しつつ、園地貸借の推進体制の充実を図る。3. としまして、複合経営や経営の多角化等による労働力分散や園地内外の労働力の検討を通じ、産地における労働力調整システムの構築を図るということでございます。

続きまして、2ページ目をお開けいただきたいと思います。

（4）需要に見合った果樹生産の推進。これは、むしろ12月の段階では消費のところに一部書かれ込んでおったものをここに移して整理をしております。1. いたしまして、産地計画に定めた販売戦略に基づき、供給過剰が見込まれる品目・品種から、国産果実の端境期需要（4月～6月）への対応など消費者ニーズに沿った品目・品種構成への転換、品質管理の高度化等を推進する。

2. いたしまして、高品質、食べやすさに着目した新品種の育成・導入を促進し、品目・品種の多様化を図るということでございます。品種の育成というのが前回の部会でも強くご指摘があったところでございます。

続きまして、2といたしまして、担い手の経営改善、主に現在行っております需給調整・経営安定対策等を中心といたしました記述でございます。前段といたしまして、現在行っていることを書いてございます。中段から読み上げさせていただきますと、うんしゅうみかん、りんごにつきましては、生産量・品質の変動により価格が不安定であることから、平成13年度から18年度までを

計画期間として、適切な需給調整を実施するとともに、それでもなお価格が基準を下回った場合には価格補てんを行う「需給調整・経営安定対策」を実施してきたところであるというのが前提でございます。

(1) といったしまして、需給調整の適切な推進。1. といったしまして、平成18年度までは担い手の生産拡大を促進するよう、生産出荷目標量の配分方法の改善等の運用改善を行うとともに、過剰感のあるうんしゅうみかん等について、需要に応じた晩かん類等への転換、条件不利園地の廃園を進める。ここは前回、18年度までにうんしゅうみかんの転換等につきましては記述しておりませんでしたが、暮れに決まりました平成17年度予算におきまして新規事業といったしまして過剰感のあるうんしゅうみかんの一部の廃園、あるいはほかの優良な品種・品目への転換という、そういう事業が認められましたものですから、ここに入ってつけ加えさせていただいております。この事業は基本的には従来行っておりました園転事業というような形ではございますけれども、今回新たに担い手への集積ということを条件としたしまして事業を実施するものでございます。

それと、ここでは2. もそうでございますけれども、前回委員からのご指摘で早生うんしゅうを中心とした表現であったわけなんですけれども、早生うんしゅうだけの転換というのは必ずしも経営上のバランスからおかしいのではないかというようなご指摘もございました。そこでうんしゅうみかんというような表現に改めたということでございます。

2. でございますけれども、平成19年度以降は、うんしゅうみかん等について、引き続き構造的な供給過剰の改善を推進する。加えて、うんしゅうみかん、りんごについて、一時的な出荷集中がある場合、生産者団体の主導により、生食用を加工用に仕向ける措置を講じる。3. としまして、また、その他の品目について、生産者団体主導の需給調整を行うとまとめてございます。

それから、(2) でございます。担い手への経営支援の推進でございます。1. といったしまして、平成18年度までは、担い手の経営安定に資するよう、流通コストを下回る低品位果実を補てん対象から除外するなどの運用改善を行うとともに、気象条件による収量・品質低下で収入減となる果実の特性を踏まえ、制度改善されてきた果樹共済(特に災害収入共済方式)への加入を促進する。2番目といったしまして、平成19年度以降は、適切な需給調整対策の実施を前提に、現行の経営安定対策について、産地計画に即して行う小規模基盤整備、優良品目・品種への転換等に対する支援対策への移行を目指すとともに、気象災害による減収を補てんする果樹共済への一層の加入促進により経営の安定を図る。このところにつきましては、前回、12月の委員のご意見を踏まえた形で前段の支援対策への移行を目指すというような表現に書き改めてあります。

加えて最後の2行でございますけれども、平成19年度以降の需給調整、担い手への経営支援の具体的な内容・仕組みについては、実効性や地域性を勘案し、更に検討を行うということにしてございます。ここのなお書きにつきましては資料6の3ページをごら

んいただきたいと思いますけれども、この3ページの真ん中、下あたり、（2）の担い手への経営支援の推進の下の方のなお書きでございます。「なお、平成19年度以降の需給調整、担い手への経営支援に関しては、その実効性を確保することが必要であるとともに、特に経営支援対策は地域や品目に応じて必要とする対策内容が異なることから、具体的な内容・仕組みについて更に検討を行うこととする」というふうなことで、解説をいたしまして、考え方として整理をしているというところでございます。

続きまして、国産果実の需要維持・拡大、消費拡大の問題でございます。前段は現状の問題点を指摘しております。「くだもの200g運動」を推進しておるということでございますけれども、まだまだ充実させる必要があるというようなことを書いてございます。

それから、食育の推進ということが重要であるというようなことがございます。そういう観点から、次の3ページでございますけれども、3つの点に集約をいたしまして整理をしております。

（1）でございますけれども、毎日くだもの200g運動の効果的な推進でございます。毎日くだもの200g運動の各種取り組み、これは現在行っていますのは、例えばマスメディアを活用した方法、あるいはイベントなどでございます。こういうものを連携とともに、かつ効果的な推進により、年代別、男女別、目的別に果物の健康機能性、摂取目標量等の情報提供活動を推進する。

次に、（2）をいたしまして、消費者への情報提供と関連産業との連携ということで、生産者・生産者団体は、量販店、外食産業等と連携した販売戦略の下、消費者への品質、食べ頃、安全・安心に関する的確な情報提供の取組や国産果実の外食への導入を推進する必要があるということでございます。この骨子には書ききれておりませんが、資料6の方ではトレーサビリティ等に関する言葉も言及をさせていただいております。

それから、（3）でございますけれども、食育と連携した取組ということです。幼少期から国産果実摂取の定着化や学校給食関係者との連携した学校給食への国産果実の定着化を推進する。その場合、各省庁の取り組む食育の推進と連携して推進するということでございます。委員会でご意見がありました果樹園での体験教育というようなことも重要であるということにつきましては、資料6の方に書かせていただいております。

それから、4番は国産果実の輸出促進ということでございます。活力のある農業を育て上げるということで、輸出を促進するというのは非常に大きな流れになってきています。そこでここに位置づけをさせていただきました。1.をいたしましては基本的な考え方でございます。東アジアの富裕層を対象に高品質である国産果実の特性を活かし、輸出を強力に推進する必要がある。2.はそのための手段でございますが、関係機関が連携し、輸出に必要な情報の効果的収集と共有を図りつつ、輸出を一体的に推進するための体制を整備して、新たな市場開拓等を推進する。さらに、輸出に関しては継続的、安定的な輸出を促進することが重要

でございます。産地間の連携、集出荷・貯蔵体制の整備を推進するというようなことが書かれております。

なお、ご議論にございました輸出の場合にはいろいろな輸出先での阻害要因というのがあります。この改善を図るべきだと。これにつきましては資料6の方に書かせていただいておるということでございます。

それから、第2は先ほど申しました、あるいは部会長からのお話もございました需給見通し、生産数量の目標、栽培面積の目標ということで整理をするということでございます。

それから、第3でございますけれども、栽培に適する自然的条件に関する基準、これは従来から各果樹ごとに必要な気象条件というのを設定しております。これは既にこの前の12月の部会でご議論をいただきました承をいただきました。これはここの骨子では書いてございませんけれども、考え方、資料6の5ページ目をおめくりいただきますと、この具体的な数字が一覧として出ているということでございます。

それから、第4、近代的な果樹園経営の基本的な指標ということでございます。これはこの指標を毎回目標とすべき指標という形で経営の指標、経営のモデルあるいは単収ですとか労働時間の目標ですとか、そういうものを定めることになっております。これは先ほどの説明のとおり、今後、小委員会の議論を経て、部会の先生方にお諮りをするということでございます。その考え方をこのページで書いておりますけれども、説明は省略をさせていただきます。

続きまして、4ページ、最後のページをお開けいただきたいと思います。

第5といたしまして、果実の流通及び加工の合理化に関する基本的な事項。1番目は流通の合理化ということでございます。1.といたしまして、消費者に信頼性の高い商品を供給するため、品質管理体制の一層の強化を図るとともに、産地自らが量販店等、多様な販売形態に即して出荷形態の見直しを行いつつ、多様化する流通ルートを活用して積極的な販売に取り組む。

2つ目は、外観を重視した果実の出荷規格の見直しを検討するとともに、通いコンテナ等を使用した流通システムの確立を図りつつ、その導入の促進により流通コストの低減を図る。3.としまして、生産から小売りまでの一貫した取引の電子化を進めつつ、電子タグ等の活用により、取引情報と物流の合理化を推進するとなっております。

それから、2の果実の加工の合理化でございますが、1.といたしまして、果樹生産に伴い不可避的に発生する加工原料用果実を利用するため、ストレート果汁等の高品質果実製品の生産を促進するとともに、原料を安定的に供給するため、長期取引契約を推進する。2.といたしまして、みかんの果汁工場につきましては、コスト低減や高品質果汁生産へのシフト等を推進するとともに、再編も視野に入れた合理化を図る。最後の3.といたしまして、果実飲料の原料原産地表示の義務化につきまして引き続き検討するとともに、国産果実製品に含まれる健康機能性成分等を積極的にPRするというふうにまとめてございます。

それから、最後が第6、その他の事項ということでございます。重要ではございますけれども、法律上の整理、1から5までに盛り込みづらいものにつきまして3つにまとめてあります。構成上、1つだけご報告をいたしますと、前回までは多面的機能の発揮というのを独立させておりませんでしたけれども、非常にこれが読みづらいというようなご指摘も委員からございました。従いまして、今回は多面的機能の発揮というのを新たに独立させていただいております。

1としまして、食の安全・安心の確保、環境保全の推進等でございます。食の安全・安心や環境問題に対する国民の関心の高まりに対応するため、土づくりを基本とし、フェロモン剤や草生栽培などを取り入れた持続性の高い農業生産方式の導入、GAP（適正農業規範）への取組等を推進する。それから、多面的機能の発揮につきましては、果樹農業の持続的発展や観光農園などの都市農村交流活動を通じた農村振興により、やすらぎ、良好な景観の形成等の多面的機能の一層の発揮に努めるとまとめております。

なお、例えば1でいいと、鳥獣害対策の問題もご議論いただきました。それから、2につきましては、中山間支払いの活用を図るというような、そのような議論はいただきました。この点につきましては、資料6の方に書いてございます。

それから、最後に3としまして、低コスト・高品質生産技術の推進ということでございます。低樹高仕立て栽培等の省力化技術の導入や、多品目・多品種経営による出荷時期の分散を推進するとともに、高品質品種の導入や土づくり等による低コスト・高品質生産を推進するというふうにまとめてございます。

説明は以上でございます。

豊田部会長 資料の説明をありがとうございます。

これまでの説明につきまして、特にご意見、ご質問等があればお願いするとともに、冒頭にもお話しいたしましたとおり、資料5の果樹農業振興基本方針骨子（案）に盛り込むべき内容等がございましたらお願いしたいと考えております。

なお、資料5につきましては、ご不明な点等ございましたら、解説版に当たる資料6をご覧いただければと考えております。

なお、内容が多岐にわたることから、資料5の項目、今こちらにございます項目ごとに議論していきたいと考えております。この第1の果樹農業の振興に関する基本的な事項で、30分なり40分なり議論いたしまして、それから第2、第4は小委員会への付託審議事項でございますので、本日は取り扱わないとして、あと第5、果実の流通、加工、第6、その他必要事項に10分なりとるという感じで進めさせていただきたいと考えております。皆様からご意見をいただきつつ、確認しながら進めていきたいと考えております。

最後に改めてお伺いする時間もございますので、前に振り返って意見、質問が出てきましたら、そのときにお願いいたします。

それでは、時間も限られておりますので、早速議論に入りたいと思います。

それでは、項目ごとの第1項ですね。一番重要な果樹農業の振興に関する基本的な事項、こここのところからご審議をお願いいたします。よろしくお願ひします。ご発言の方は挙手をしてお願ひいたします。

石川委員、お願ひいたします。

石川委員 一番最初のころ説明があった基本の確認でございますけれども、今回のこの検討は基本法の改定を踏まえた5年後、もしくは10年後を見据えたものとしてやっているんだと理解しているんですが、この今いただきました骨子を読む限り、平成18年度はどうする、19年度以降はどうするというのがあつて、5年後、10年後みたいな数字は一切出てこないんですが、これのもつと前段にこれは考え方としては5年後、10年後を見据えて考へているんだというのはどこかに入るのでしょうか。

豊田部会長 どうもありがとうございます。今のはそれじゃ早速、よろしくお願ひいたします。

果樹花き課長 一番最初の部会でもご説明しましたとおりの考え方で変わってございません。10年後を見据えて5年ごとに改定するということで、そのところは変わってございません。ただ、特に第1の2につきまして、そういうような記述が確かにござります。ここは実は非常に今、力を入れてあります、重点的にやっておりますのが需給調整・経営安定対策でございます。これをどのようにもっていくのかというのには特に喫緊の課題ということでございますので、この点につきましてはあえてそういうような近々の話というようなことで書いてあるということでございます。全体的な考え方としては、委員おっしゃいますとおりの考え方でございます。

以上でございます。

豊田部会長 よろしいでしょうか。今の点は第2項、需給見通し、第4項、経営基本指標、これの中にタイムスケジュールが出てくると思います。次回にでもまたよろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。中村委員、お願ひします。

中村委員 二、三、ご意見申し上げます。

まず第1点は、冒頭の前文といいますか、文章なんですけれども、現行の基本方針、5年前に作ったやつですね。それを見ますと、果樹農業の役割ですか果実の食生活上の重要性が書かれているわけですけれども、今回の冒頭を見ますと、問題、課題から入って、そういうところがふれられていない。確かに、需給率絡みでカロリーベースとなると果実や野菜というのはウエートが小さいんですが、農業生産あるいは食生活上を考えると非常に重要な作物、役割を果たしているというふうに思うんです。したがつて、この冒頭の中にそういう果樹の位置づけ、役割を書き込んでほしいというのが第1です。

それから第2は、担い手のところの経営支援の推進のところなんですけれども、これはこの基本方針原案を組織内で議論して、

特に産地から出てきている意見なんですけれども、この経営安定対策の見直しで19年度以降、基盤整備等に転換していくという方向はしようがないのかなと、やむを得ないのかなということなんですが、やはり国際化のますますの進展ということがあって、産地がそういう面での将来の経営安定、所得確保にやっぱり非常に不安を持っているというところがございます。従って、果樹共済、確かにこれまで見直しも行われていますが、更なる改善というのも頭に置いてほしいといいますか、いうことなんです。従つて、この2ページのなお書きのところの更に検討を行う中に果樹共済の改善ですか充実とか、そういうのを入れてほしいなというのが2つ目の意見です。

それから、3つ目はちょっと小さいことですが、3ページの輸出のところで、東アジアの富裕層を対象にというふうに書いていますが、確かに東アジアの富裕層、大事なんですけれども、それ以外、北米なんかも含めてやらなきゃいけないので、ここに限定せずに、「など」というのをどこかに入れてほしいなと。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございます。それじゃ、よろしくお願いします。

果樹花き課長 まず、果樹自身が持つ重要性ということでございますけれども、これ、実はちょっと冒頭説明がうまくいたしませんで失礼をいたしました。今回、果樹農業振興基本方針のまえがきというような形で、そういうようなことも踏まえてもう少し充実して書かせていただきたいというふうに考えておりますので、またその節、ご意見を賜りたいというふうに思っております。

それから、共済の見直し自身の件でございますけれども、これは食料・農業・農村基本計画の中で議論されているというふうに聞いております。そちらとの関係がございますが、果樹の場合は、基本計画との調整を図りつつ対応していく必要があるのかなというふうに考えてあるところでございます。

それから、輸出につきましては、まさにおっしゃるとおりで、東アジアということだけの断定というのはまずいと思っておりますので、例えば等を入れるとか、そういうような形で対応していくといふうに考えてているところでございます。

以上です。

豊田部会長 それでは、木村委員、お願いいいたします。

木村委員 2点ほどあります。産地計画を産地協議会でやるという考え方には賛成ですが、現在、地方では農協が合併し、市町村の合併が動いています。しかもその対象地域が非常にねじれています。ですから、これを見ている感じでは、集荷センター、選果センターが主体になるなという言い方をしていますが、どこが主導するのかということははっきり書いていません。そうしないと何もできないということで、市町村がやるのか、農業がやるのかはっきり書かないと何もできないということになりはしないかと

いう気がして見ています。

それから、いつもいう果樹経営安定対策の問題なんですが、私自身はなくすということについては疑問に思っています。ただ、19年以降のことについて検討するということには期待をしていますし、今後も見守りたいと思います。ただ、それとは別に小規模の基盤整備、優良品目・品種への転換等の事業は是非必要です。まだまだ果樹の生産が多いという見方もあるのかもしれませんが、現在、農村の年齢構成を見てみると、もう10年もたつたら本当にがたがたと生産基盤がなくなるというふうな私は見方をしています。生産拡大策をむしろっていかないと、大きく果樹産業は衰退すると思います。

それから、果樹共済の災害収入方式、これ、セーフティネットとして機能するのかどうかは今後私自身も研究してみたいと思います。ただ、ここで議論してもしようのないことなんですが、考えてほしいのは今の果樹共済、問題がいろいろあるんですが、大体80%以下になると発動するというのが現在の制度です。生産者の所得というのは収入の大体50%から40%です。そう考えますと、20%の減収というのは所得に対して40%の減収なんです、仮に50%で計算します。40%の減収があってゼロから始まるという今の制度、これが生産者がなかなか果樹共済を受け入れない理由の1つであろうというふうに最近思っています。このことについても将来考えていかなければならぬのではないかという感じをしています。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございます。それじゃ、今の点、よろしくお願ひいたします。

西嶋課長補佐 1点目の産地計画の産地協議会でございますけれども、市町村なり農協なり、構成メンバーの方は書かせていただいてありますけれども、こちら、木村委員ご指摘のような、いわゆるどこが主導になっているかというのを記載していませんが、それぞれ地方によって、いわゆる県の普及センターみたいなところが主となってございますでしょうし、市町村が主導的にやっているところもございますでしょうし、あと農協が主体的になっているところもございますでしょうし、そういういろいろな地域の実情に応じて協議会の運営をしていただくというような趣旨でやっておりまして、特に国としてここと特定をして主導していただくというような形で記述できないものですから、協議会のメンバーという構成メンバーという形で整理をさせていただいております。

果樹花き課長 あと、共済の問題あるいは小規模の基盤整備が重要だという問題、こういうものにつきましては一体的に考える必要があるのかなというふうに承りました。木村委員からのご意見ということで受けとめさせていただきまして、今後検討するということにしておりますので、そういうところも踏まえて検討していきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、木村委員がおっしゃいましたとおり、

今、基盤整備をしっかりして、規模を拡大していくという、そういうふうな取り組みを行わないと産地としてなかなか10年後うまくいかないというようなことは、これは皆さん方の共通の認識だろうというふうに思っております。そんな中で、どういうふうな対策を打っていくのが一番効率的なのかというところが議論の焦点になろうかというふうに考えてあるところでございます。そんなようなことを踏まえて、これから検討していきたいと思っております。

以上でございます。

豊田部会長 よろしいでしょうか。果樹共済については、しかるべき場でもっと説明を求める方がよろしいというような意見もあったかと思いますので、今後の検討になるかと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

はい、増田委員。

増田委員 3ページの毎日くだもの200g運動とか情報提供、食育というところで、食育との連携というのは事前の説明のときに少し伺ったりしたんですけども、やはりこれを進めるということがこの時期とても大事だろうと。基本計画の見直しの中でも食育というのがかなり大きな位置づけになってくるようなことが見えておりますので、その場合、食生活指針の中で、私ちょっと思い出そうと思ったんですけど、果物という項目は恐らくあったと思うんですよね。食生活指針のツールとして生かして学校栄養職員なんかへの働きかけというふうな、これは書きぶりの問題になるかと思いますが、それぐらいの意気込みを持って書く方がいいんじゃないかな。

それから、外食産業への連携というところにつきましても、これだけいろいろな、まず第一に食の外部化というのが進んでいて、外食産業との連携というのもとても無視できないどころか大事になってくる。といいますのは、最近、町はカフェばやりでございまして、スープカフェなんてのがあちこちに出現して、家庭内食にはっきり振り向けようという果物の時代と少し変わっているだろうと思います。恐らく、働きかけによっては外食産業への伸びというのは期待できるのではないかと思います。どうしてフルーツパーサーというのがこんなに衰退してしまったのかというには不思議なところなんですが、果物は結構あの糖分というのが太るというようなことを言われたこともあります、流れをダイエットに果物というふうなことにできるんじゃないかなと思います。何よりもフルーツというのはファッショナブルな食品ですから。

それから、もう一つ、4にあります東アジアの富裕層を対象にという、この富裕層というのは余り好ましい表現ではない。なぜこう言わなきゃならないのかと。この言葉を聞きましたときに、戦後の我々に向けて何か時の総理大臣が貧乏人は麦を食えと言った。金持ちだけ果物を食えと中国に向かって言っているような気がしてなりません。何もこれは富裕層という言葉がなくても通用するんじゃないかなと思いますが、いかがでございますか。

以上です。

豊田部会長 どうもありがとうございます。それじゃ、よろしいでどうか。

果樹花き課長 まず最初の食生活指針との関係ということでございますけれども、ちょっと説明をはしまって申しわけありませんでしたが、資料6の3枚目、3ページ目をごらんいただきたいと思います。一番下のところでございます。まさにそのところを意識した上で、厚生労働省が「第6次改定日本人の栄養所要量の活用」で定めた1日当たりの目標摂取量150gと。これは毎日くだもの200g運動、これに皮を加えると200gということなんですけれども、このところでそこら辺の考え方を反映しておるというふうに私どもしては考えているところでございます。

それから、外食産業が云々というのは、これは全くそこで、だからこそ外食産業への取り組みというのが必要だということを書いているところでございます。フルーツパーラー云々という話がありましたけれども、一方で最近、一般論としてはこれは先生がよくご存じの話だろと思思いますけれども、例えばジュースバーみたいなものは一方で増えてきているという、そのようなものもございます。そこら辺はいろいろな消費動向、ニーズを踏まえながら外食産業にも積極的に国産果実を導入していくということは考え方としては必要なではないかなと考えております。

最後に、東アジアの富裕層という表現でございますけれども、これはこここのところは食料・農業・農村基本計画で議論されております。これは果実に限らず、全体的な輸出の問題も扱ったことで議論されております。従いまして、ちょっとそここのところは表現上はそういうことで整合をとらせていただきたいというふうに考えております。

豊田部会長 武井委員、お願いします。

武井委員 ちょっと小さいことですけれども、消費者への情報提供ということの中で、量販店、また外食産業というようなことが出てきますけれども、現実の流れの中で今、中央市場がどれだけこの消費宣伝というのに力を入れてやっているか。また、食の安心・安全でもテーマに掲げる中でいろいろなことを今やっているわけです。従って、中央市場ということの重要性もここの1つ入れてもらわないと片手落ちになってくるんじゃないかなというふうに思います。

豊田部会長 いかがでしょうか。

果樹花き課長 そのところはちょっと表現上、検討させていただけますでしょうか。確かにちょっと表現上はそのところが今書かれていないので事実でございます。

武井委員 現実は今、中央市場が消費宣伝やっているようなものですから。

課長補佐 こちら、ちょっと書かせていただいた資料は末端の

販売サイドとの連携という意味で書かせていただいて、武井委員ご指摘のとおり、実際に量販店に売り込みするときは中央卸売市場が間に入られて取り組みをされているような事例も行っていると思っておりますので、先ほど課長からも申し上げましたとおり、表現ぶりを検討させていただきたいと思っております。

豊田部会長 今の点は第5でもまたご議論いただけると思いますので、そのときまたよろしくお願ひいたします。

川田委員、どうぞ。

川田委員 基本骨子（案）の2ページの需要に見合った果樹生産の推進ということで、1.と2.が出ているわけです。私、今まで果樹のずっと歴史を見てみると、日本の果樹については品種の転換をしながら新しい消費者のニーズに応えていっているというふうに見えています。特に果樹の世界はそれが非常に顕著であると。そのことが新たな需要を生み出しているというふうに理解しています。

と言いますのは、みかんは確かにもう100年近く作っていますけれども、その中でいろいろな品種の転換によって新しいニーズを起こしながらも生産量は全体では減ってきてはいる。また、中晩柑等については非常に多様な品種が出てまいりまして、そのことが新しい消費を喚起しているというふうに思っています。そういったのが1つには果樹の世界、特にぶどうもそうです、りんごだってそうです。ふじが出たことによって変わったわけです。また、ぶどうにおきましてもピオーネが出たことによって消費が大きく変わっていると。

ということは、果樹においては一番大切なのは品種の開発ということを常にやっていかないと、特に梶浦さんが今日来ていますけれども、品種の開発については非常に育種も含めて年数がかかる。世の中へ出るまで非常に研究期間もかかるし、それを実用化するまでに非常に年数がかかるというようなジャンルのものです。強く思いますのは、やはりそこのところをまず真ん中に置いてやっていかないと、将来はないだろうというふうに思います。だから、いわゆる位置づけが私から見れば一番最初に持ってきていただきたいなと思うぐらいです、実は。

それと、若干そういう意味での研究開発というものの積極的にやっていただきたいということを1点と、この中ではほとんどふれられていないんですけれども、やはり今後の5年なり先を見た中で、1つにはむだを省くことという考え方と、ごみを出さないという考え方。もう少し言えば、リサイクル型の食料の供給、社会循環的なことがもう少し盛り込まれるべきかなと全体を通じて思います。

最近、つくづく私、思いますのは、特にかんきつの世界についてはみかんが110万トンか120万トンあるわけですが、そのうちの皮の部分が恐らく生産量の20%を占めておるだろうと。中晩柑ぐらいになりますと恐らくそれ以上のものになるわけですが、これが現実にはほとんどごみとして処理されておるということを考えますと、やはりこれが何とか利用できないかなと。そうすれば、当然ごみも減りますし、それが再利用なり他の品目なり、他の用

途に利用できるということになれば1つの消費の大きな拡大という形にもなるのかなということで、やはり今までどうも皮を含めた、そういう外の部分についてはあまり研究もなされていないし、最近やっと機能的な部分とかそういう部分でなされてきたわけですが、やはり今後オイルの活用とか香料とか、それからまたいろいろな、できれば薬品の材料とか、そういったものにも向けることができるならば、かなり生産体系そのものが変わってくるのかなというような気がいたします。

そういう意味では、ひとつそういう有機体を含めたそういった皮の利用法、活用法、開発、こういったものを品種の開発と同時にできないかなと。そのことがむだをなくすし、ごみを出さないと。当然、消費者の利便性と関連性、ごみが出るということは大変嫌がりますので。その意味ではやはり品種の開発を規格、大きさ、当然、核家族化は進んでくるんでしょうから、そうなりますとより個人的な消費の意味合いが強くなりますと、今の大きさの規格で本当に品種がいいのかという問題が果樹の中でも多々あります。そういうものを含めての非常に幅広い、恐らくまだ開発研究のテーマはあるのかなと思います。そこを何とかこの全体の中で中心に置いていただいたらなというふうに思います。

豊田部会長 じゃ、事務局から、先ほど梶浦委員も挙手されておられましたので、その後、梶浦委員という形で、先にじゃ。

果樹花き課長 まず、1つは新品種の開発というのをもうちょっと全体の中で大きく取り扱うべきだというご意見ではないかというふうにまずは受けとめました、前段のご意見につきまして。この点につきましては、最終的な本文の形をする上でその辺は配慮させていただきたいというふうに考えております。

それから、皮の利用というような問題につきましては、ちょっとこれはむしろ梶浦委員のご見解も伺った上で対応するようにした方がよろしいのかなというふうに私としては考えております。

豊田部会長 それでは、梶浦委員、お願いします。

梶浦委員 申し上げようと思っていたことが全部川田委員におっしゃっていただきまして、私から言うと手前味噌だったんですけど、育成という言葉がどこかに出ているのかなとつくづく見たら、1カ所だけ育成という言葉が出ていまして、載っているなという印象だったんですが、品種に勝る技術なしという言葉もありますので、今、川田委員がおっしゃっていたことと私は同じです。

それからもう1点、何で果物を食べるんだという大義名分みたいなところは、やっぱり食生活指針にあると思うんですよね。先ほど増田委員がおっしゃっていた。あの指針をつくるときに、相当根回しして、相当努力してやっと果物、果実というのをねじ込ませたんですよね。それを振り返ると、やっぱりまえがきのところら辺に指針の1項目、野菜・果実の、野菜はあったんですけども、果実がなかったんですよね。だから、そのもう1行をどんと一番前に書いていただくといいんじゃないかなと思います。

豊田部会長 ありがとうございます。それじゃ、この点についてはいかがでしょうか。

果樹花き課長 品種の開発につきましては、先ほど川田委員のご質問にお答えしましたとおり、本文、最終的なものにつきましてはより充実していきたいというふうに思います。

それから、食生活指針のところにつきましては、これは増田委員から先ほどご指摘があったこととも共通する部分であろうかと思います。前文にその辺のところを書き加えていきたいというふうに考えております。

皮につきましては何かありますでしょうか。

梶浦委員 現実に例えば興津なんかでも皮の処理は物すごい困るわけですね。結局はコーヒーかすと混ぜて堆肥にして畑に帰すという堆肥化というのが1つの方向があるんですけども、とあるメーカーが昨日訪ねてきまして、ぶんたんのアルベドからゼリーをつくるという、ご存じのとあるメーカーさんですけれども、食べてみたけど、確かにおいしいですね。ほとんど糖分がなくてゼリーができて、機能性なわけですね、ペプチンですから。そういう方向も1つあるんだなという話なんですけれども、ぶんたんの皮のアルベドを大量に仕入れるのはなかなか九州で頑張るといったって、なかなかこれが家庭から集めてこなきゃいかんわけですよね。それだったらタイやベトナムのぶんたんの産地でどんとやってつくった方がいいという話になって、首をひねったんですけども、いろいろな手はあるんですけども、そういうのを機能的にやるというのはなかなか家庭で皮をむきますよね。大消費地ですよね。だから、東京のそれぞれの家庭で出た皮をどう集めるのかなと、大変だな、これは、何かないかなというふうに思いました。道はあるんですけども、それを集めるというのが大変。

豊田部会長 ということで、収集問題ですね。はい、どうぞ。

果樹花き課長 今のこと、そういうことありましたら、これはまだすぐ実用化云々というようなことでもないし、もちろん実用化できれば、研究が進めば実用化すればいい話でもありますが、見ておくべきところはどうもやはり皮とかそういうふうな新しい需要の開拓というような、果物に対する新しい需要の開拓という、そういうような言葉に集約されることではないかと思います。それは研究開発というような言葉かなというふうに思っておられます。そこで、そういうような表現を位置づけとしてはその他というところになろうかと思いますけれども、加える方向で検討していきたいと思います。

豊田部会長 あとはよろしいですか。じゃ、増田委員。

増田委員 皮の話が出てきましたので、これはちょっともう少し後の方かなと実は思っていたんですけども、産地で大量に出てくる要らなくなった果物、だめになった、出荷できなかったと

か、あれを畜産の飼料に活用するというんでしたらば、飼料といふのは割合地域に近いところ、地産地消に近いような形で行われているところが多いというふうに聞いております。例えば、鹿児島の焼酎かすなんかはそのまま大変いい豚のえさになっていると。耕畜連携という、さまよっているような今の農業問題のキーワードですね。果樹の中に何とか位置づけられないかなど。

以前、畜産から出る堆肥のことを伺いましたら、なかなかあれは使いにくいというふうに言われましたけれども、それもこれから先、恐らく成分調整なんかの技術が進めば可能になることじゃないかと思いますが、果樹が何か独立した、囲まれた生産の世界になっているというのはやはり気になるところで、果樹農家からの要らなくなつたものが何かほかのところへ活用できるという方策はないわけではないと思うんです。リサイクルですね、やはりこれも。いかがでしょうか。

豊田部会長 どうもありがとうございます。いかがでしょう。りんご地帯でジュースの搾りかすを畜産の飼料にしているというのは、もう数十年にわたって定着している技術でございますが、いかがでしょうか。

西嶋課長補佐 リサイクルの観点という話でございまして、現状でも今、部会長お話いただきましたけれども、搾汁のかすを水分をとりまして飼料用に使われているような事例はございますし、全然ないわけじゃないと思っております。ただ、例えば選果落ちをしたような果実で、もう加工にも回せないようなものがそのまま堆肥で使えるかどうか、非常に水分が多うございますので非常に難しい面があるのではないかなと思っております。一部事例としてありますので、そういう面では活用されていると思いますけれども。

豊田部会長 かなり広範囲にわたりまして、この基本方針の骨子につきましてご議論いただいておりますが、一、二の委員の方もご意見を伺えればと思いますが、いかがでございますでしょうか。ご指名して申しわけございませんが、古野委員、いかがでしょうか。

古野委員 今の産地から出る廃棄物というのがありましたけれども、産地側としてはそんなにジュースのかすとか、そういうのはちゃんと事業体でやっていますので、生産者の方で出るというのは余りないんですけども、先ほどありましたような加工にも回せないようなものを畠へ投棄します。今産地の方でもこれが肥料代わりになるかどうかとか、そういう問題で議論されているところがあるんです。そういう本当に基本的なところでまだわかっていない、生産者自体もよくわかっていないところもあるんですね。自然の中では果物とか果実なんか落ちて、そのままそこで肥料になってというサイクルがありますけれども、それが果たして生産面でそれがどういうふうになるのか、利益になるのか、それとも逆にそうじゃないのか、そこら辺が生産者で今畠へ投棄するべきか、しない方がいいことなのかということもあります。そ

ういう本当に基本的なことがまだわかっていないので、その点でそういう研究とか、そういうのを進めていっていただけたらなど。方法、その他のところで先ほどおっしゃられましたように入れていただけたらと思います。

豊田部会長 ありがとうございました。それでは、いかがでしょうか。今の点はご要望ということでよろしいですね。

またいろいろご意見ございまして、また後ほど戻っていただいでももちろん結構でございますので、それでは先ほど武井委員からちょっとご指摘がございました市場流通の問題を取り扱っております第5、第6の部分でございます。今、実はこの部分にもかかわりのあることが議論されておりますが、この点について忌憚のないご審議をお願いいたします。

石川委員、お願ひします。

石川委員 第5のところですけれども、いわゆる輸入果物あるいは輸入果汁みたいなのがこの全体の中にどこにも出てきてないんですが、それは書き込まれなくていいのでしょうか。

豊田部会長 今のご質問、いかがでしょうか。

果樹花き課長 これは基本的に第5に限定をいたしますと、そもそも果樹農業の振興基本方針というものは国産の果物をどういうふうにしていくのかという、そういう考え方でございますのであってふれていません。ただ、需給見通し全般を考える上では輸入の動向等も踏まえなければならないということになります。従いまして、これは次回になろうかと思いますけれども、第2の中で需要の見通し、生産の見通しというのがありますけれども、その中には当然、輸入の動向も踏まえた形で整理をすると、見通しを整理をすると、そういうことでございます。

豊田部会長 よろしいでしょうか。重要な点がご指摘になっております。いかがでしょうか。

じゃ、川田委員、よろしくお願ひします。

川田委員 果実の流通の合理化の中で1点、先ほども若干触れたんですけども、ルートの問題とか商取引の今後の形態等での省力化、また輸送容器等での合理化というような視点で1点はあるんですけども、最終的には生産されたものが消費の段階でいくら消費されるかというところに尽きるんだろうと、要は。それで納得するかしないかという中で、先ほども申し上げたんですが、やはり過剰包装という、ごみを出さないというところでの省力化、合理化、むだを省くということが全体のコストの低減の中で極めて大きいというふうに見てています。

確かに量販店を含めて今ほとんどレジでのPOSシステムでの販売をやっておりますから、何らかの形で包装しておかないとレジを通せないとか、値札が読み取れないとかいうような問題がありまして、それに対する過剰包装というのは実は非常にコストがかかっておるというのが昨年、流通調査した結果でも出ておりま

す。市場の手数料云々というところのパーセンテージというのは実に少ないので、そのあたりの手間から考えますと、その辺を何とか今後の合理化という中で考え方というのは一定載せるべきじゃないかなというような気がしています。

豊田部会長 どうもありがとうございます。

果樹花き課長 これは今まで小委員会等でご議論いただきまして、そういう問題があるのでということで代表的に通いコンテナというようなことを積極的な導入というのがあるのではないか、そういうような書きぶりになっております。今の川田委員のご指摘は通い容器でなくとも非常に過剰な包装になっておるというような、そういうようなむだを省くべきだと、こういうようなごみの問題、リサイクルとかというような関連もあろうかというふうに思っております。ちょっとここは、本文の書きぶりは少しそういう視点を踏まえた形で検討させていただければというふうに思っております。

豊田部会長 木村委員、お願いします。

木村委員 これ、我々もよく言うことなんですが、低コスト、高品質生産技術、書き物に書くのは非常に簡単なんですが、現実には全く相反する2つのことをこうして1つに書いていかなければならぬということ、非常に気になります。ただ、私も生産者の方がよく言う、言うのは簡単なんですよ。ただ、現実に低コストで品質を上げるんじゃないということになれば話は簡単なんですが、非常にいつもこの矛盾にさいなまれる、それがこうして国の文書に出てくると、本当にそのためにどんな方法があるのかというような問い合わせがなされないかなというふうな気がしてなりません。

豊田部会長 よろしいでしょうか。第6のところに関するご質問です。

果樹花き課長 これは資料6の7ページをごらんいただきたいと思いますけれども、整理しておりますのは一番最後の3、一番下のところでございます。前段の5行につきましては低コストを推進するためにはこのような対応が必要なんではないかと。最後の2行で高品質化を目指すという意味で、こういうふうな取り組みが必要なんではないかというふうなことで、それぞれの取り組みの仕方、取り組みの対応について書き分けておると、そういうところでございます。

豊田部会長 第6の3にそれがありましたということでございます。

木村委員 あるんですかね。要するに、これは1つ1つ分離したものというふうな考え方をするわけですか。

西嶋課長補佐 そうです。低成本生産技術と高品質生産技術というのをまとめてこういう形に。

木村委員 中ポツを。

西嶋課長補佐 言葉を短くするために。

豊田部会長 せっかくの機会でございますので、そういう修辞上の問題も含めましていろいろご意見、文章が長過ぎる等々ございましたらご指摘いただければと思います。

はい、どうぞ。

古野委員 第6の1のところなんですけれども、「土づくりを基本とし」とありますけれども、最初いただいたときには「土づくりを基本とし」というのが一番最初にあって、それは直していただいているんですけれども、生産者としましては土づくりをするというと、肥料をまいて、有機物を投入してとか、そういうふうなことを思うんですけれども、この土づくりを基本として食の安全・安心とか環境問題に対することを考えるとなると、どうしても私たちは減化学肥料とか有機栽培とか、そういうふうなことを考えるんですけれども、それがなくて土づくりを基本としとあって、フェロモン剤とか草生栽培とかあるんですよね。農薬なんというのは、やはり食の安全・安心のためには減農薬というのはわかりますけれども、それをまとめてここで土づくりを基本とし、どうこうといって、この表現がちょっとわかりにくいのでもう少しそちら辺をはっきりと、どういったことをして土づくりをするとか、そういう言葉を入れた方がはっきりわかるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

豊田部会長 どうぞ。

西嶋課長補佐 こちらにつきましては、例えば有機的な農業とか環境保全型農業に限定したわけではなく、当然それも入っているわけでございますけれども、いわゆる果樹生産するにおいて一番土台になる、基盤になる土づくりということでこちらに入れさせていただいている。

減化学肥料でありますとか、いわゆる有機物をたくさん投入しましょうとか、そういう意味も当然含めて入っておるわけでございますけれども、生産の基盤ということで、基本ということでこちらを入れさせていただいているというようなところでありますけど。

豊田部会長 梶浦委員、お願いします。

梶浦委員 落葉果樹と常緑果樹とちょっと土づくりというイメージが違うんじゃないかと思うんですよね。何度か申し上げているかもわからないですけれども、かんきつの場合、みかん、特にうんしゅうみかんの場合、落葉果樹と比べると、言い方悪いんですけど、落葉果樹をデンマークのお城の中にお住まいになっている

金髪の、これ表現がますいかな、お城の王様のお妃だとすると、常緑果樹はタヒチのゴーギヤンの世界に出てくる女性であると。たたいてもひっぱたいても、うんしゅうみかんは強いですよね。あんなごりごり土地のところに生きているんですよね。だけど、ピオーネとかりんごとかなしをしっかり木をちゃんと伸ばしながら、かつ品質の良いのをつくるとなると相当の土をいじくって状態を良くしないと、物理性だとか化学性だとか、良いものも取れないですよね。うんしゅうの場合、いかに水を切ってとか、あんなことしたら落葉果樹は葉が枯れちゃうんですよね。だから、一言で土づくりと言うんだけど、落葉をイメージした土づくりと常緑の場合はやっぱり土とか土壤の適正な管理とか、そういうイメージだと思うんですよね。だから、おっしゃることはよくわかるんですよね。

古野委員 私が言いたかったのは、土づくり、環境に優しい、地球的規模でこれからずっと維持していくための土づくり、そういうふうに受け取れると思うんですよ。だから、どういう土づくりをするのかというのもはっきり明記した方がいいんじゃないかなということで言いたかったんですけれども。

豊田部会長 かなり専門的なご議論いただいております。
増田委員どうぞ。

増田委員 私も1つ具体的なのがちょっと見てこないのでご説明いただければという程度のことなんですが、第5の流通の合理化のところですね。2.の外觀を重視した果実の出荷規格というのがありますが、これは具体的には何を指していらっしゃるのか。というのは、例えば1つみかんをとりましても、かつてのようなワックスをかけて見栄えをよくするのというのはもはや行われていないと理解しておりますが、それはそうなんでしょうね。でも、相変わらずうっすらとかけているのか、かけていないのか。

と言いますのは、外觀を重視することはやめて久しいというふうに消費者である私なんかは思っているんですが、この冬、かなりみかんにだまされたことが多くて、見栄えだけで買いますね。それから、ラベルとかレッテルとか何かで買ってきて、あら、このみかんはずれだったわというのが1袋出て、丸ごとはずれたり、どうも見かけだけでは判断できないというのが特にうんしゅうみかんの場合は大きいように思います。りんごは多少個体差はあるというのは覚悟しているんですが、ここで外觀を重視したということは、例えばどういうことなのか。これがやっぱり余り好ましいことではないということがわかるようにしていただけることができるのかどうか。

以上でございます。

果樹花き課長 これは若干誤解かなという気がしないでもないんですけども、別にテカテカとかワックスでどうのこうのとか、そういうことでの基準ということではなくて、実は今、果樹の場合はいまだに全国標準規格ということで、国が定めました規

格に基づいて秀・優・良とかそういうのも定められています。実態的には県ごと、産地ごとにそれぞれの基準が設けられているということで、問題点は非常に基準・規格が非常に煩雑になってたくさんあるということで、これを簡素化しなければならないという問題があるんですが、それはさておきまして、今のご質問につきましては外観については、傷が多いとか何だとかというような観点で秀・優・良とかどのようなものが定められています。おっしゃられるとおり、最近の流通の実態を見ていますと、そんなにたくさん分ける必要なんかそもそもないんじゃないですかと、そういうようなこともあります。

それから、小委員会の議論の中でも、もし可能であれば味の観点も加味するべきではないかというふうな議論もありましたが、これちょっとなかなかすべてそれを導入するというのは難しいというようなこともありますし、少なくとも煩雑な形での規格というのは流通の実態に見直して、傷みたいな外観を重視して非常にたくさんある規格については見直そうではないかと、こういう趣旨でございますので、恐らく増田委員のご意向に沿った形のことではないかなというふうに思っております。

それから、ちょっとさかのぼりまして、先ほど土づくりの議論がありましたけれども、ここのことの表現ぶりは一番詳しい梶浦委員、志村小委員長と相談をさせていただきながら、より適正な表現にするというような扱いにさせていただければとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

豊田部会長 そういうことでございます。委員からかなり多くのサジェスチョンをいただいておりますので、なるたけ可能な限りこれを骨子案に盛り込むということで、もう1回果樹部会がございますので、そのときにご確認いただいて、さらに修文をしていくということは可能かと思われます。特にこの点については必要だということでございましたら、木村委員お願いします。

木村委員 果実の加工の問題なんですが、今、我が国の果実が非常に低迷している最大の理由というのは、加工品の売り場としての実態が非常に脆弱化してしまったということだと思うんです。そういう意味では、非常にこの果実の加工というのが非常に大事だと思うのですが、現実に果汁にだけ特化している我が国の事情の中でなかなか打開策がないというのも事実かと思います。ただ、せっかくこういう基本方針ができるわけですから、果実加工品の果汁だけでなく、別な方向に目を向けた果実加工品の研究開発などということの方向づけも必要じゃないかなというような感じをして見ています。

豊田部会長 研究開発の重要性ということでございます。

それでよろしいでしょうか。他にご意見なければ、あともう一、二点、今後のことについてのご議論がございますのでよろしいでしょうか。

それでは、各委員のご意見も出尽くして、骨子として一定の整理にかなり具体的な問題の整理に近づきつつあるのではないかと考えております。このような具体的に修正すべき部分につきまし

ては、再度、私と事務局で相談いたしました、次回、3月の部会において基本方針の形で改めて委員皆様のご確認をいただくということで部会としての骨子としてまとめたいと考えておりますが、いかがでございますでしょうか。

それでは、異存がないようございますので、部会として取りまとめることにいたします。

これまでの議論に際しましてお忙しい中、委員皆様のご尽力により何とかまとめることができまして、誠にありがとうございます。改めて感謝申し上げたいと思います。

なお、今回取りまとめた骨子につきましては、事務局よりパブリック・コメントを行い、多くの関係の方のご意見を反映した形でより良きものになるようにしたいという話がございます。これをお紹介するとともに、具体的な時期や手続等につきましては決定次第、事務局より委員の皆様方に何らかの連絡が行くと思いますので、その点に関してもよろしくお願ひいたします。

それでは、本日初めにお話しいたしましたように、果実の需給の長期見通しと近代的な果樹園経営の基本的指標につきまして、これまでの小委員会の議論を事務局より参考1と参考4により説明していただきます。

西嶋課長補佐 それでは、参考1をごらんいただければと思っております。部会長からもお話をございましたが、果実の需要の長期見通しにつきましては2月18日の需給小委員会で、それから果樹園経営の基本的指標につきましては2月22日の産地・経営小委員会でそれぞれ具体的な指標なり数字につきましてご議論いただくことになっております。それを踏まえまして、次回の第5回の果樹部会でご議論いただくことになっておりますけれども、現在までの見通し、それから基本的指標の検討の状況につきまして簡単にご説明の方をさせていただきたいなというふうに思っております。

まず、参考1でございます。1ページ開けていただきまして、果実の需要の長期見通しの位置づけにつきましてちょっとご説明をさせていただきます。先ほどご議論いただきました基本方針に位置づけられておりました1ページの右側、果振法の第2条の2に「果実の需要の長期見通しに即した栽培面積その他果実の生産の目標」ということで位置づけされておりまして、具体的にはその右下に表がございますが、これは現行の22年目標の長期見通しでございます。この中で果実の需要見通し、それから生産数量の目標、栽培面積の目標がそれぞれ定められてあるということで、今回もこれの27年版をご議論いただくということでございます。

ご参考までに、次のページ、2ページ目に食料・農業・農村基本計画でも望ましい食料の消費の姿、それから生産努力目標につきまして定められておりまして、それを右の表、上と下の表がございます。これとも連携をして、今回見通しの方を定めるということでございます。

3ページ以降はもう従前もご説明いたしておりますけれども、現状の果実の需要動向なり、生産の動向なりを整理した資料でございまして、需要につきましては横ばいの状況が3ページの上の

グラフで書かれております。

それから、4ページ、続きまして、国内の生産に目を転じますと、平成元年まで500万トンあったものが400万トン前後、それを切るような状況になっておりまして、一部の品目では増加傾向がございますけれども、総じて減少なり横ばいなりの傾向が続いているという現状であるということでございます。

こういった現状を踏まえまして、需要見通しにつきましては具体的には先ほどもご説明いたしました品目ごとの傾向でありますとか、施策による効果、具体的な傾向にどういった施策の効果があるのかというのを加味しながら、具体的な目標値を設定するというような作業を行いまして、需給小委員会の方でご議論いただくということでございます。それらの品目ごとに積み上がった目標値を全体の目標値ということで設定をするということでございますけれども、先ほどご説明いたしましたが、現状の傾向を見てまいりますと非常に減少傾向でございまして、現行の22年目標とも相当乖離しているようなものが多いものであります。実際、永年性作物であります果樹の特性も踏まえて、27年の目標につきましては現状を考慮した目標の設定が必要ではないかなというふうに考えておりまして、次回の需給小委員会でご議論いただくというふうに考えております。

それから、近代的な果樹園経営の基本的指標でございます。こちらにつきまして、参考4をごらんいただきたいと思っております。参考4を1枚めくついていただきまして、1ページ目でございます。果樹農業の持続的な発展を図るために、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が果樹生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、生産性の高い果樹農業を展開することが必要であることから、育成すべき経営体の具体的な姿として、代表的な経営類型を指標として示すということで、右の下の図の右にございますが、8類型を示させていただいております。これは現行の22年の指標でございます。面積でいきますと2から4ヘクタールぐらい。技術的には10年後に一般化する見通しのある技術水準でございまして、労働時間につきましては2,000時間を上限にして1,800時間。それから、所得につきましては年間所得が最も多い年で550万から750万というようなもの。それから、補助事業者も加算をして750万から900万というような経営指標を22年目標という形で示させていただいております。

それから、次のページ、2の効率的かつ安定的な果樹園経営の指標の見直しということで、現状の22年目標の見通しにつきまして所得の変動の状況でありますとか、あと経営類型の選定等につきましては品種・品目でありますとか、労働時間を平準化しますでありますとか、あと収益性の確保とか、そういう観点から見直しの方を行っていただいているということでございます。こちらにつきましては、今回、基本的指標の作成につきましては企画部会の方で主たる従事者の年間所得530万円程度とするというふうに議論がなされております。これは直近の産業の年間所得から計算されたものでございますけれども、これをベースにいたしましてこれを今後議論していくということでございます。先ほども申し上げましたとおり、22年現行の目標につきましては所得目標が

高めになっておりますので、企画部会の考えに即してより現実に近い所得の目標を前提として、なつかつ当然のことながら経営規模も現行に比べてより現実に近い実現性の高いものにしていくような形になるのではないかというふうに考えております。

あと、この基本的指標につきましては、認定農業者制度の運用に当たりまして目標となる水準にも活用されるということでございますので、そういう観点からも現実に近い水準になるのではないかというふうに考えております。

こちらにつきましても、2月22日、志村小委員長のもとでご議論いただく産地・経営小委員会のところでご議論いただきまして、次回の果樹部会の方でその成案をお諮りしたいというふうに考えております。

以上でございます。

豊田部会長 これから小委員会でご審議いただく等、あるいは企画部会との関連性等でなかなか具体的なデータが出せない状況でございますので、ちょっとご理解が難しいところもあったかと思われますが、以上でございます。

これまでの説明につきまして、特にご意見、ご質問等あればお願いいいたします。

それでは、特にないようござりますので、最後に今後の部会のスケジュールについて事務局より説明があるようでございますので、よろしくお願いいいたします。

西嶋課長補佐 それでは、スケジュール、資料8のスケジュールでご説明をさせていただきます。

A4、1枚紙のペーパーでございまして、本日2月8日に基本方針の骨子をご議論いただきました。何回も申し上げてございますけれども、需給小委員会で2月18日、果実の需要の長期見通し、それから2月22日、産地・経営小委員会で経営指標の方をご議論いただきます。こちらの資料につきましては小委員会が終わり次第、会場から先生方にお送りするとともに、ポイントとなるものにつきましては、小委員会後に送付させていただきまして、ご理解をいただくような形をとりたいなというふうに思っております。

それから、部会長からお話をございましたパブ・コメでござりますけれども、本日の基本方針の骨子につきまして部会長とご相談させていただきましてパブ・コメの方の手続に入らせていただき、次回、基本方針の答申、次回の果樹部会の際にパブ・コメでいただいたご意見や対応の状況も含めて部会の際にご報告の方をしたいというふうに思っております。

参考までに企画部会のスケジュール、一番右側に書いております。こういった企画部会での議論を踏まえて基本方針の案を検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

豊田部会長 このスケジュールに関しては以上でございます。

それでは、この日程によりよろしくお願ひ申し上げます。3月の果樹部会につきましては、まだ基本計画との関係で不確定の部

分がございますことにつきましてご了解いただければと考えております。

今後ともご配付の資料をよくお読みいただいて、3月の果樹部会でもぜひ正確な、積極的なご審議をいただければと思います。

これで本日の議論を終わらせていただきますが、事務局から最後に事務連絡があるようでございますので、お願いいいたします。

西嶋課長補佐 本日、ご多忙の中のご出席、長時間にわたるご議論、誠にありがとうございました。

本日は果樹農業振興基本方針の答申に向けて、これまでの議論をさらに進めた形で基本方針の骨子を固めることができたのではないかと考えております。ありがとうございました。

それから、先ほど部会長からもお話ございました次の部会の日程でございますけれども、資料の一番最後の方につけてあると思うんですけれども、後に黄色い紙のついた2枚紙でつけておりますけれども、果樹部会の日程の再度のご照会ということでつけてさせていただいております。現在、部会長ともご相談をさせていただいて、企画部会の日程をにらみつつ、候補として3月11日、3月17日を候補とさせていただいておりますけれども、その候補も踏まえて前後の日にちで日程の方を再度照会をさせていただきまして、できますれば、今日おわかりでしたら、この後の黄色い紙に書いて置いていただければありがたいですし、できましたら2月9日、明日までにファクスでいただければ今週中に開催の予定をまだ部会長なり小委員長ともご相談をさせていただきまして日程の方を決めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

それから、本日の部会の概要につきましては、いつものとおりでございますけれども、部会長にご確認をいただいた上で今週、農林水産省のホームページに提示をしていきたいと思っております。

それから、詳細な議事録につきましてはまた後日、委員の皆様方にご確認をしていただいた上で、これも農林水産省のホームページに掲載したいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

本日は誠にありがとうございました。

午前11時47分 閉会